

<屋外で開催される大規模な催しについて>

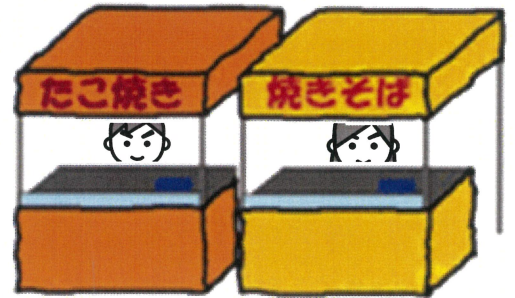
『**指定催し**』の指定（第42条の2第1項）

屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件

【鳥羽市消防本部告示 平成26年度第1号】

屋外での催しのうち大規模なものとして消防長が定める要件は次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 人出予想5万人を超えるもの（火気器具等の使用あり）
- (2) 露店等の数が50店舗を超えて計画されているもの



指定催しフローチャート

屋外で大規模な催し（イベント）を開催



【指定催しの指定要件】

- ① 人出予想5万人を超えるもの（※火気器具等の使用あり）
- ② 露店数が50店舗を超えるもの

①または②に該当する催しですか？

はい

消防長が「**指定催し**」として指定



◇【指定催しの主催者の義務】（第42条の3）

- 1 防火担当者を選任すること。
- 2 防火担当者に**火災予防上必要な業務に関する計画**を作成させ、防火管理業務を行わせること。
- 3 火災予防上必要な業務に関する計画書を消防長へ提出すること。（開催する14日前までに提出）

いいえ

指定催しに該当しない



- ◆「**火災予防上必要な業務に関する計画**」とは、屋外の催しの開催にあたり火を使用する器具に対する消火の準備や火災が発生した場合の避難誘導要領等を定めた防火管理に関する計画をいい、次の内容を定める必要があります。
- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
 - (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
 - (3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
 - (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
 - (5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - (6) (1)～(5)に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。
- ※ 原則、指定催しの開催する14日前までに、当該計画書を消防へ提出しなかった場合は罰則（30万円以下の罰金）を科すことになります。